明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（総務八）　一

〔告　示〕
○保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件（金融庁一三）　一
○日本国に帰化を許可する件（法務二八）　二
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働二九）　二
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産二四三）　三
○肥料の登録が失効した件（同二四四）　六
○自転車競技法第三十九条第二項において準用する法第三十八条第一項の規定に基づき、競技実施法人として指定を更新した件（経済産業一四）　七
○都市計画に関する件（近畿地方整備局九、一〇）　七
○都市計画に関する件（九州地方整備局九）　七
○道路に関する件（同一〇）　七

〔国会事項〕
内閣　法務省　最高裁判所　八

〔人事異動〕
内閣　法務省　最高裁判所　八

〔皇室事項〕
官庁事項　八

〔官庁報告〕
登録操縦免許証更新講習の登録に関する公示（国土交通省）　八
登録操縦免許証失効再交付講習の登録に関する公示（同）　九
登録小型船舶教習所の登録事項の変更に関する公示（同）　九
中国地方整備局公示（中国地方整備局）　九

〔公　告〕
諸事項
官庁　三〇
財団関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
会社その他

省令

○総務省令第八号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第三百十四号）の施行に伴い、及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年二月六日

総務大臣　松本　剛明

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（添付書類の省略）	（添付書類の省略）
第七十一条　この省令の規定により総務大臣に提出する申請書又は届出書に添付する国内代表者等の登記事項証明書又は住民票の写しについては、総務大臣が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）第五条の表第一号又は第四号上欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表第一号又は第四号下欄に掲げる措置により、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。	**第七十一条**　この省令の規定により総務大臣に提出する申請書又は届出書に添付する国内代表者等の登記事項証明書又は住民票の写しについては、総務大臣が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）第五条の表一の項又は三の項上欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表一の項又は三の項下欄に掲げる措置により、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

附　則

この省令は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日から施行する。